

平成26年度予算編成方針

我が国の経済情勢について、内閣府が公表した9月の月例経済報告では、「景気は、緩やかに回復しつつある。」とし、先行きについては、「輸出が持ち直し、各種政策の効果が発現するなかで、家計所得や投資の増加傾向が続き、景気回復の動きが確かなものとなることが期待される。ただし、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっている。」としています。

国においては、平成26年度予算の概算要求に当たり、「民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指し、メリハリのついた予算とする。そのため、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。」としています。

茨城県においては、財政健全化法に基づく将来負担比率が高いことから、健全な財政構造の確立を図るため、抜本的な行財政改革に取り組んでおり、財政見通しは、依然として厳しい状況が続くものと思われます。

つくば市においては、税収面では、大企業を中心に企業収益の改善等を背景に増収の期待感はあるものの、先行き不透明な要因もあり、今後の見通しについては、予断を許さない状況です。

一方、歳出面では、東日本大震災や竜巻被害など、未曾有の災禍を教訓として、市民が安全で安心して暮らせるよう防災体制や監視体制を強化した災害に強いまちづくりの他に、医療環境の整備、小中一貫教育の充実、教育施設等の耐震化、消防庁舎の建設、シティセールス、総合運動公園の整備等の事業に着実に取り組まなければなりません。また、人口増加や高齢化による医療・介護・福祉など義務的な経費の増加に加えて、待機児童解消を図るための民間保育所定員の拡大など、大幅な経費の増加にも対応しなければなりません。

さらに、平成25年3月には、温室効果ガスの大幅削減や高い目標を掲げ先駆的な取り組みを行う「環境モデル都市」として、国から選定されました。これまで5年間、「つくば環境スタイル」のもと築き上げた、市民、企業、大学・研究機関、行政が一体となったオールつくばでの連携体制をベースに、人々の暮らし、建築や移動に関わる対策を進め、CO₂排出量を大幅に削減する取り組みを積極的に進めていきます。

また、大規模国家プロジェクトにより誕生した知的集積「つくば」は、「国際戦略総合特区」にも指定されています。この特区制度を最大限に活用し、新しい産学官連携を推進し、科学技術創造立国として活路を拓こうとする我が国の再生に貢献していくことが求められています。

【つくば市】

市財政を取り巻く環境は非常に厳しい状況が続くことが予想されますが、これまでの成果や新たな施策を将来につなぎ、つくば市の発展可能性を更に高めていくため、以上のような状況を踏まえ、次に掲げる方針を基本として平成26年度予算編成に当たるものとします。

1 予算編成の基本的な考え方

- (1) つくば市総合計画に定める「人と自然と科学が調和し、安らぎと活力に満ちた“健康で健全なまち・つくば”の創造」の実現に向けて、
 - ア 安全・安心な地域づくり
 - イ 少子・高齢化対策の充実
 - ウ 教育日本一を目指して
 - エ 環境・地球温暖化対策の推進
 - オ 活力ある自律都市の形成
 - カ つくば国際戦略総合特区の推進
 - キ スポーツのまちづくりの推進を重点政策として着実に推進する。
- (2) 行政改革を推進するため、歳入・歳出の両面から思い切った見直しを行うとともに、「選択と集中」の観点に立ち、限られた財源の効率的な予算配分に努め、市民が真に求めているものを重点的に施策化する。

2 予算要求に当たっての基本的留意事項

- (1) 引き続き査定方式による予算編成を行うので、既存の事業については、原点に立ち返り、ゼロベースの視点で厳しく検証すること。
- (2) 新規事業については、積極的に取り組むこと。ただし、つくば市の将来に向けて有効な事業となるよう、その目的、必要性、費用対効果等について十分に精査すること。また、後年度のランニングコスト等が過重な財政負担とならないように留意すること。
- (3) 国・県の補助事業については、国・県の予算編成の動向や制度改正の情報収集に努め、積極的に財源を確保すること。また、要求時点で制度の確定していないものは、現行制度で見積もること。
- (4) 受益者負担については、単に歳入の確保という観点からではなく、非受益者との公平性の確保という観点から適正化を図るものとし、定期的な見直しを実施すること。

【つくば市】

- (5) 各種補助金については、時代状況の変化を踏まえた公益性の検証、民間との役割分担、費用対効果、補助率の適正化などの観点から、個々の事業ごとに十分な精査と検証を行い、終期を設定するなど徹底した見直しを行うこと。また、つくば市補助金等評価委員会の評価の結果を反映させること。
- (6) 行政の軽量化及び効率化を推進するため、事務事業について民間活力の導入に関する検討を進め、指定管理者制度などを活用した民間委託等の積極的な導入を図ること。
- (7) 十分に行政評価の結果を反映させるとともに行政改革大綱実施計画の具現化を図ること。
- (8) 特別会計、公営企業会計に対する一般会計からの負担については、原則として繰出基準に基づく繰出金のみとし、それぞれの会計において収入の確保と徹底した経費の削減を図り、経営の健全化に最大限の努力を払うこと。
- (9) 職員提案等による有効な施策については、積極的にその実現を図ること。